

診療用放射線照射器具設備届（省令第27条第2項の規定に基づく届出）

年 月 日

盛岡市保健所長

様

管理者 住 所

氏 名

年 月 日生

医療法施行規則第27条第2項の規定により、次のとおり届けます。

- 1 病院（診療所）の名称及び所在地
- 2 診療用放射線照射器具使用室、貯蔵施設及び運搬容器並びに診療用放射線照射器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- 3 診療用放射線照射器具を使用する医師（歯科医師、診療放射線技師）の氏名及び放射線診療に関する経歴
- 4 その年に使用を予定する診療用放射線照射器具の型式及び箇數並びに装備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した數量
- 5 ベクレル単位をもつて表した放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定數量及び1日最大使用予定數量

（A 4）